

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年7月18日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時35分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	押野 岳大
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼 農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
議案	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第37号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第38号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第39号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第40号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第41号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について				
議案第42号	さいたま市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」ですが、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表があり、また令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第5類に見直されたことから、マスク着用については任意といたします。ご承知のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は角谷委員が欠席されておりますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号7番 清水 孝洋 委員 議席番号8番 井原 委員 を指名します。よろしくようお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第42号、さいたま市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について審議いたします。 本日は、参考人として農業環境整備課が待機しておりますので、先に議案第42号を審議いたします。農業環境整備課の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—農業環境整備課入室—</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、はじめに農業環境整備課長からご挨拶いただきます。</p>
<p>農業環境整備課長</p>	<p>農業環境整備課長の小椋でございます。この度は、農業委員会の月例総会に参加させていただきありがとうございます。 さて、本総会では「さいたま市農業振興地域整備計画の変更」について審議に諮らせていただくこととなりました。整備計画の変更に際しましては、本総会において、地域の農業をよく知る委員のみなさまのご意見をいただき、検討することが大変重要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、農業環境整備課から「農業振興地域整備計画の変更の概要」について、説明いただきます。</p>
<p>農業環境整備課</p>	<p>農業環境整備課の高見沢と申します。この度は、月例総会に参加させていただき誠にありがとうございます。 それでは、「さいたま市農業振興地域整備計画の変更の概要」について説明させていただきます。市では「さいたま市農業振興地域整備計画」において、農用地区域を指定しております。農用地区域は農地転用が不可能な土地であり、転用する場合には、その計画地について、農用地区域から除外するという「農業振興地域整備計画の変更」が必要となります。 市町村が農業振興地域整備計画を変更するときは、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされております。こちらの意見を聴くこととは、農業委員の皆様、計画変更による周辺農業への影響や隣接する農地等に問題がないかなどを確認いただくこととなります。計画変更の内容に特に問題がないと思われる場合には、「意見なし」となります。 なお、これまでは農業振興地域整備促進協議会におきまして、農業委員を含む構成員の皆様への意見確認をもって代えておりましたが、この点について、埼玉県から農業委員会の団体としての意見を付すべきであるとの指摘があり、審議に諮らせていただくこととなりました。 それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。続きまして、番号1番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>

農業環境整備課	<p>担当の山田です。議案書は63ページになります。 それでは、番号1番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は駐車場の拡張で、その「理由」は既存の駐車場では事業に要する面積が不足しているためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、隣接地に農地がないことから、影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の菅間委員、意見ををお願いします。</p>
菅間委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>担当の新井です。議案書は64ページになります。 それでは、番号2番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は分家住宅及び道路後退で、その「理由」は現在の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の浅子委員、意見ををお願いします。</p>
浅子委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>

農業環境整備課	<p>議案書は65ページになります。 それでは、番号3番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は資材置場の拡張で、その「理由」は既存の資材置場では手狭となり、新たに資材置場を確保する必要があるためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、仮囲いにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の浅子委員、意見をお願いします。</p>
浅子委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>議案書は66ページになります。 それでは、番号4番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は分家住宅で、その「理由」は現在の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の浅子委員、意見をお願いします。</p>
浅子委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>議案書は67ページになります。 それでは、番号5番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は分家住宅で、その「理由」は現在居住している実家では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>

議	長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の小泉委員、意見ををお願いします。
小泉委員		当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号6番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課		議案書は68ページになります。 それでは、番号6番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は分家住宅で、その「理由」は現在の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議	長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の富田委員、意見ををお願いします。
富田委員		当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号7番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課		議案書は69ページになります。 それでは、番号7番について説明させていただきます。 「申出者」及び「申出地」は議案書に記載のとおりでございます。 「計画変更の目的」は分家住宅及び道路後退で、その「理由」は現在居住している実家では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 「計画、他法令、その他」につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち「周辺農地への影響」につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議	長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の本田委員、意見ををお願いします。
本田委員		当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議	長	ありがとうございました。 説明が終わりました。ご質問のある方は挙手をお願いします。 質問がないようですので、農業環境整備課の退室を求めます。

議	長	それでは採決に入りたいと思います。 議案第42号について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。
各	委員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成であります。 議案第42号について、意見なしととして決定いたします。

議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。番号4番については議案第36号番号10番と関連案件のため、後ほど議案第36号番号10番と合わせて審議いたします。</p>
清 水 委 員	<p>番号1番から番号3番、日進地区、清水友清委員、議案説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西区役所の東450mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、800mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブルーベリーの予定で、問題ないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西区役所の東450mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、800mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブルーベリーの予定で、問題ないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西区役所の東450mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、800mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブルーベリーの予定で、問題ないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、番号6番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、南下新井配水場の南東450mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、300mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま。</p>

	<p>続きまして、番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、南下新井配水場の南東450mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、300mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通中学校の北西750mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、60～140mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ハクサイ、カブ、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。 また、本案件につきましては、申請後に譲渡人が亡くなっており、現時点で相続登記は完了しておりません。しかし、そういった場合であっても相続人からの申立書が提出されれば審議を進めても差し支えないと事務局から伺っております。このことにつきまして事務局より補足をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より補足説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号7番について補足説明いたします。 ただいま井原委員より説明のあったとおりでございますが、今回申請後に代理人から譲渡人が亡くなったという報告があった後、事務局で過去の事例等も合わせて調べたところ、申請を承継するという旨の申立書が相続人の内1名から提出されればそのまま審議を進めても問題がないという事例や判例がありましたので本案件につきましても、申立書の提出をもって審議をしていただいております。 また、農地法第3条の許可申請にあたっては、譲受人の耕作状況等を審議することになるため、譲渡人については売る意思があるか否かだけを審議することになります。 さらに、許可を得るだけでなく、実際の契約や所有権移転の登記をしなければ実態として農地を取得した状況に至らず、登記にあたっては相続登記が完了した後に農地法の許可を使って所有権を移転するという流れになることから、農地法の許可をもって手続きが完了するわけではございません。 市内では事例は少ないですが、こうした事態は想定されるものであり、過去の事例等も踏まえて問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第34号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成であります。
番号4番を除く議案第34号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号1番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立指扇北小学校の南西510mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、与野地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清 水 委 員	<p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、さいたま地方法務局の北西230mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員	<p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立和土小学校の東980mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.4～0.5mの新設コンパネ土留板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員		<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の南東1.2kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員		<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北西180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、従妹の住宅を間借りして居住しているが、手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック4段積及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員		<p>番号3番について伺います。周辺農地への被害防除として新設コンパネ土留板を計画しているとのことですが、コンパネとは簡易的な木製の板なので被害防除として適切といえるのでしょうか。</p>
事務局		<p>今後、利用に合わせてより強度の高いものに替えることも考えられますし、計画者に対して被害防除の計画内容まで強制はできませんが、必要に応じて周辺農地への影響がないように指導してまいります。</p>
議	長	<p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>

各 委 員
議 長

— 総 員 賛 成 —

総員賛成でございます。
議案第34号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
金 子 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立植水中学校の南東510mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、隣地でクリニックを営んでいるが、駐車場が手狭で患者の来院に支障をきたしており、申請地に駐車場を新設するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、現地確認をした結果、影響はないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、番号3番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、北部配水場の東280mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、タマネギ、ネギ、ジャガイモ及びミカンを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、北部配水場の南西120mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ジャガイモ、サツマイモ及びネギを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、日進地区、清水友清委員、議案説明をお願いします。</p>

清水委員

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立宮前小学校の北西270mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、市内で両親と同居しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mに既設フェンス、既設コンクリートブロック3～6段積及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番から番号8番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立野田小学校の西760mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、共同住宅に居住しているが、手狭であることから、義父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積及び高さ0.6mに新設RC擁壁により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立野田小学校の西760mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、店舗（美容院）です。
申請理由は、現在、都内に居住し美容師として勤務しているが、独立して開業したく自己用住宅の建築に合わせて店舗を建設するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積及び高さ0.6mの新設RC擁壁により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の北東400mに位置する農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ハウレンソウを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

	<p>続きまして、番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、さいたま市立病院の北西800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ジャガイモ、トウモロコシ及びキャベツを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>西 形 委 員</p>	<p>続きまして、番号9番から番号11番、木崎・三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。番号10番については、議案第34号番号4番も合わせて議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立浦和西高等学校の北東600mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、市内の共同住宅に居住しているが、手狭であることから、義父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.8mの新設ネットフェンス及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p>
	<p>続きまして、番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、県立大宮高等学校の東700mに位置する見沼田圃の農振農用地です。 転用目的は、営農型太陽光パネルです。 申請理由は、申請地にて耕作を行っているが、持続的な農業経営の安定化を目指し、申請地に営農型太陽光パネルを設置するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地への影響はないものと思われます。 作付計画は、サトイモを作付けする予定です。 見沼田圃土地利用承認につきましては、埼玉県土地水政策課と協議中となっております。</p> <p>続きまして、議案第34号番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、大宮南部下水処理センターの西240mに位置する水田の広がる地域の田です。 本申請は、営農型太陽光パネル設置に伴う、区分地上権の設定です。 事務局より補足をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局より補足説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号10番について、埼玉県土地水政策課との協議では、耕作者が当該地において栽培予定の作物の栽培の実績がないことから、協議が難航しているようですが、当該周辺農地の標準的な収穫量の8割を収穫できるような計画であれば、実績がなかったとしても問題ないとされております。</p> <p>また、今回は収穫量に関するデータが添付されておりますので、問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 西形委員、引き続き議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>続きまして、番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、見沼氷川公園の南東20mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、サツマイモ及びダイコンを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立新開小学校の南東640mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、墓地及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で霊園運営事業を行っているが、利用者の増加に伴い、申請地に新たな墓地及び駐車場を設置するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既存コンクリートブロック7段積及び新設コンクリートブロック2～5段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、番号14番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小 泉 委 員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立城南中学校の北西580mに位置し住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖父の所有する農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の南東1.7kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖母の所有する農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～4段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立川通中学校の南東1.1kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で自動車修理工場を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック4～7段積、高さ0.3mの既設RC土留及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号10番について伺います。営農型太陽光パネルの風等への耐性は十分なのでしょうか。また、地中部分の構造はどのようになっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>詳細な耐性の数値までは記載がありませんが、耐久性については十分なものと考えられます。また、地中部分については地表に出ている部分と同程度の長さの杭を使用する計画となっており、先端はスクリー型構造となっております。</p>
小 林 委 員	<p>番号11番について伺います。農地改良の搬入土として土壌改良材を使用とのことですが、これは完全発酵されたものなのでしょうか。発火の懸念があるため伺います。</p>

事務局	完全発酵されているかどうかについては確認できておりません。しかし、今回利用する土壌改良材はとある一般社団法人の認定を受けていると聞いておりますし、同様の土壌改良材を使って他の自治体で農地改良をしているとのことですので、問題はないかと思われま
西形委員	番号5番及び6番について伺います。都市計画法第34条第1号の店舗では個人の美容院の申請も認められるのでしょうか。また、これは隣接地の自己用住宅の申請があることが関係しているのでしょうか。そして、自己用住宅には面積制限があると思いますが、今回のようなケースでは自己用住宅と美容院の敷地面積合計で面積制限内ということになるのでしょうか。
事務局	美容院については、住宅と併用であることで認められるものではなく、今回はたまたま隣接地で自己用住宅と美容院の計画があっただけでございます。また、都市計画法所管課で審査も行われております。面積制限については、合計ではなく個別で判断されます。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第34号番号4番及び議案第36号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第34号番号4番及び議案第36号について、許可することに決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第37号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号1番、番号2番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、葉物です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.2kmです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ヤツガシラです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は13.8kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
長 島 委 員	<p>続きまして、番号3番、番号4番、大砂土地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメ及びジャガイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.2kmです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメ及びジャガイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.1kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番、6番、七里地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.3kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議

長

続きまして、番号7番から番号12番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大のためで、通作距離は5.1kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。
貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号13番についてご説明いたします。
貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、和土地地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。

富 田 委 員

番号14番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社により研修地に利用するためです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくごお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>続きまして、番号16番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、カリフラワーです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は11.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくごお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号2番について伺います。目的が経営規模の拡大となっておりますが、耕地面積を見ると0㎡となっているのは、どういった理由なのでしょう。</p>
事務局	<p>今回の譲受人は数年前に新規就農された方でございます。その際に借りていた農地については利用権設定がされておりましたが、その後更新の手続きが取られなかったため、農地台帳の面積が0㎡となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第37号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、議案第37号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第38号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>先に番号4番を審議いたします。 この案件は、西形委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>西形委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 西 形 委 員 退 席 —</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号4番について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第38号、番号4番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第38号、番号4番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、西形委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 西 形 委 員 入 室 —</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き議案審議に入ります。 番号1番、三橋地区、清水友清委員、説明をお願いいたします。</p>

清水委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区ですので、私から説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、三室地区、西形委員、説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、谷田地区、榎本委員、説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

小林委員	番号1番について伺います。議案書の中で同一人物の年齢が98歳と なっているところと99歳となっているところがありますがどういうこと なのでしょう。
事務局	申し訳ございません。正しくは98歳でございます。
議長	<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号4番を除く議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 総員賛成 —
議長	<p>総員賛成でございます。 番号4番を除く議案第38号について、認定することと決定いたしま す。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第39号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第39号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第40号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号15番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第40号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第40号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>議案書55ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p>
議	長	<p>こちらにつきましては、議案第37号番号7番及び12番の農地を10年間及び6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の57ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
事	務	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、番号3番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>続きまして、議案書55ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第37号番号9番から11番の農地を10年間及び6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の58ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、番号4番、土合地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>続きまして、議案書55ページの配分計画(案)の番号3番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第37号番号13番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の59ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、番号4番、土合地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>続きまして、議案書55ページの配分計画(案)の番号4番をご覧ください。</p>

		<p>こちらにつきましては、先月の総会にて承認いただいている農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の60ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員		<p>番号2番について伺います。賃借権と使用貸借権の筆があるのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事 務 局		<p>筆ごとに所有者が異なっておりまして、当事者間での話の中で賃借権と使用貸借権で決められたものでございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p>
		<p>議案第41号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員		<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第41号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年6月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>さる令和5年6月16日に月例総会でご審議いただきました緑区大崎の件で報告いたします。配布いたしました参考資料をご覧ください。さいたま地方法務局から地目変更登記申請がなされた4筆について、調査を行いました結果、違反農地であることが判明いたしました。そのため4筆の土地所有者及び利用者に対してさいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づき、違反指導を実施いたしました。</p> <p>6月の月例総会后、対象者の代理人に対して4筆を農地に復元するよう口頭指導を実施しました。しかし、指導に応じていただけないため、次に文書勧告を行いました。文書による指導とともに、農地への復元計画書の提出を求めておりました。令和5年6月26日に文書勧告をし、その後の令和5年6月28日にさいたま地方法務局より、登記申請のあった4筆について地目を雑種地に変更したとの連絡がありました。事務局にて土地全部事項証明書を請求し確認したところ、4筆が雑種地に変更されていることを確認いたしました。</p> <p>農業委員会としては、原状回復命令に向けて準備を進めていたところですが、今回は法務局の判断により地目が雑種地に変えられてしまうという結果になりました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。</p>

浅子委員	土地全部事項証明書に年月日不詳という記載がありますがどういう意味なのでしょう。また、今後のためにも埼玉県内の他の自治体での事例を確認していただき、今後の対策を検討いただきたいと思います。
事務局	まず、年月日不詳地目変更については法務局が年月日不詳で雑種地への地目変更を認めるということでございます。理由といたしましては、都市計画法の関係もあるのですが、線引き以前の日付で地目変更登記申請し、それを根拠に市街化調整区域に住宅等の建築を悪意のある業者が存在するので、安易に申請者の主張する日付で地目変更を受けないといった背景があるようです。また、年月日が定かでもなくとも地目変更は可能でございます。今後については事務処理期間も含めて対策を検討していきたいと考えます。
関根委員	法務局に対して定められた期間内に回答をしなかった場合も今回のように地目が変わってしまうのでしょうか。
事務局	その通りです。期間内に原状回復命令の見込みの回答や原状回復命令の発出を行わない場合は地目が変更されてしまいます。
関根委員	過去に今回のような事例はあるのでしょうか。
事務局	過去にはございません。
議長	他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。
6 閉会宣言 浅子会長職務代理者	本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和5年7月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。